

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小豆島町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）草壁本町地区）を行うことについて平成20年2月21日適当と決定した。

その関係書類を小豆島町農林水産課において平成20年3月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成20年3月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀